

# 皆さんの暮らしを支援します

## 西脇市新型コロナウイルス感染症緊急対策

西脇市では新型コロナウイルス感染症によって、大きな影響を受けている市民の皆さんや事業者を対象に、総額49億3千万円余りの緊急生活支援策を講じます。国や県による支援とともに、本市独自の支援策を紹介します。(5月20日現在)。  
諸条件や手続きなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

※一部の支援策は議会での承認前のものであり、内容に変更が生じる場合があります。



### 特別定額給付金

▼問合せ  
総務課 (市役所内線218)



### 詐欺にご注意

全国で給付金を狙った詐欺が起っています。他人に暗証番号や口座番号を教えたり、キャッシュカードや通帳を渡したりしないでください。

市や総務省が次のようなことをすることは**絶対にありません**。

- ・ATMの操作をお願いすること
- ・受給に当たり手数料の振り込みをお願いすること
- ・送ったメールに記載のアドレスから申請手続きを求められること

国は迅速かつ的確に家計を支援するため、一人当たり10万円を給付します。受け取りには世帯主からの申請が必要です。手続きがお済みでない方は、早めにお願ひします。

▼対象 基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記録されている方  
▼給付額 対象者一人当たり10万円

▼申請方法 「受給権者」となる世帯主が郵送、インターネットまたは市役所窓口で申請してください。新型コロナウイルス感染症防止のため、**郵送**または**インターネットでの申請にご協力をお願いします**。

・郵送

市役所から送付した申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類と振込先口座確認書類の写しを添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。

・インターネット

「マイナポータル」サイト内にある「ぴったりサービス」から振込先口座情報を入力し、振込先口座確認書類をアップロードしてください。電子署名で本人確認をするため、本人確認書類は不要です。インターネットによる申請には世帯主がマイナンバーカードを持っていることが必要です。

・窓口

やむを得ない場合に限り、市役所窓口での申請を受け付けます。  
▼申請期限 8月18日(火)

### 出張相談窓口を開設

特別定額給付金の出張相談窓口を市内7ヵ所に開設しています。窓口では市職員が申請手続きを支援します。

◆とき 6月15日(月)まで(土曜日、日曜日を除く)  
午前9時～午後5時

◆ところ センティア西脇、大野隣保館、サンパル日野、茜が丘複合施設みらいえ、こみせん比也野、芳田の里ふれあい館、黒っこプラザ



### 水道料金の免除

▼問合せ  
経営管理課 (市役所内線505)

家庭と市内在住の個人事業者を対象に、6ヵ月間の水道料金を全額免除します。市外在住の個人事業者と法人等を対象に、6ヵ月間の基本料金を免除します。手続きは不要です。

▼対象 下表参照

▼期間 6月、11月検針分の水道料金で7月請求分から適用

▼検針日は前回の検針票でご確認ください。

▼その他 下水道使用料は対象外です。



### 子育て世帯への臨時特別給付金

▼問合せ  
こども福祉課 (市役所内線223)

児童手当を受給する世帯を対象に、児童一人当たり1万円を給付します(特例給付の受給者は対象外)。手続きは不要です(公務員は申請が必要)。

▼給付額 児童一人当たり1万円

▼給付日 6月下旬以降



### 子育て応援商品券

▼問合せ  
こども福祉課 (市役所内線223)

児童手当を受給する世帯を対象に、児童一人当たり1万円の地域商品券を給付します(特例給付の受給者は対象外)。手続きは不要です。

▼給付額 児童一人当たり1万円の地域商品券

▼給付日 6月中



### 児童扶養手当受給者への子育て支援特別給付金

▼問合せ  
こども福祉課 (市役所内線223)

ひとり親家庭など児童扶養手当の受給者を対象に、児童一人当たり3万円を給付します。手続きは不要です。

▼給付額 児童一人当たり3万円

▼給付日 6月上旬



### 給食費相当額給付

▼問合せ  
教育総務課 (市役所内線532)

就学援助が必要な保護者を対象に、給食費相当額の1万円を給付します。手続きは不要です。

▼給付額 児童生徒一人当たり1万円

▼給付日 6月10日(水) / 今年度に就学援助を認められた方は8月中



### ◆免除する契約別の水道料金

	水道料金	
	基本料金	従量料金
家庭	免除	免除
個人事業者(市内在住)	免除	免除
個人事業者(市外在住)	免除	×
上記以外の法人等	免除	×

※表中の「×」は対象外を表します。

一般的な家庭では、6ヵ月間で**22,374円**が免除されます。(水道メーターの口径が20mm以下で、2ヵ月で42㎡使用した場合)

事業者

学校給食事業者支援

▼問合せ  
学校給食センター（☎22・6041）

学校の臨時休校に伴い、学校給食の停止による影響があった学校給食事業者などを対象に、臨時休業対策費を給付します。受け取りには手続きが必要です。

▼申請方法 詳しくは学校給食センターへお問い合わせください。

住まい

住居確保給付金

▼問合せ  
社会福祉課（市役所内線377）

離職または廃業から2年以内の方と、収入が減って離職と同程度の状態にある方を対象に、家賃の全額または一部を給付する住居確保給付金を給付します。受け取りには手続きが必要です。世帯全員の収入合計と預貯金合計が基準額を超えない要件があります。

▼給付額 下表参照

▼給付期間 原則3ヵ月（一定要件により9ヵ月まで延長可能）

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて社会福祉課へ郵送または持参してください。様式は市ホームページにもあります。

◆住居確保給付金の給付上限額と基準額（単位：円）

	給付上限額 (月額)	基準額 (月額)	
		収入	預貯金
単身世帯	32,300	110,300	468,000
2人世帯	39,000	154,000	690,000
3人以上世帯	42,000	182,000	840,000

※世帯全員の収入の合計と預貯金の合計がそれぞれの基準額を超えないこと

教育

奨学金の返還猶予

▼問合せ  
教育総務課（市役所内線532）

西脇市の奨学金を返還していて、収入減により返還が困難となった方を対象に、奨学金の返還を猶予します。猶予には手続きが必要です。

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて教育総務課へ郵送または持参してください。様式は市ホームページにもあります。

教育

奨学生等生活支援金

▼問合せ  
教育総務課（市役所内線532）

家計が急変し、大学等への通学に支障を来している奨学生と、奨学金を受ける基準にある大学生等の生計維持者を対象に、5万円の支援金を給付します。受け取りには手続きが必要です。

▼対象 大学等に在学する奨学生等の生計維持者

▼給付額 奨学生等一人当たり5万円

▼給付日 6月10日（水）以降

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて教育総務課へ郵送または持参してください。様式は市ホームページにもあります。

▼申請期限 令和3年3月1日（月）

国保・後期高齢

国保傷病手当金  
後期高齢者医療傷病手当金

▼問合せ  
保険医療課  
(市役所内線253・252)

新型コロナウイルスに感染または感染疑いによって勤務ができず、給与の支払いがなかった国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者を対象に、手当金を給付します。受け取りには手続きが必要です。

▼給付額 一日当たりの給与（直近3ヵ月）の3分の2の対象日数分

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、保険医療課へ郵送してください。様式は市ホームページにもあります。詳しくはお問い合わせください。

市税などを減免します

新型コロナウイルス感染症によって、収入が減った方を対象に、市税や国民健康保険税、介護保険料などを減免する予定です。申請方法や内容については、決まり次第、市ホームページに掲載し、広報にしわき7月号でお知らせします。

- ◆問合せ
- ・市税に関すること  
税務課（市役所内線 243）
  - ・国民健康保険税に関すること  
保険医療課（市役所内線 253）
  - ・後期高齢者医療保険料に関すること  
保険医療課（市役所内線 252）
  - ・介護保険料に関すること  
長寿福祉課（市役所内線 344）

収入が相当程度減った方を対象に、1年間の市税の徴収を猶予します。対象の市税は市県民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など、ほぼ全ての税目で、令和2年2月～3年1月が納期限のものです。猶予には手続きが必要です。6月30日（火）または納期限のいずれか遅い日までに申請してください。

▼対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）に収入が前年同期比で2割以上減り、一時的に納付が困難な個人または法人 ※納付困難の判断については、今後6ヵ月間の事業資金を考慮するなど、申請者の状況に配慮し、適切に対応します。

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて税務課へ郵送または提出してください。様式は市ホームページにもあります。詳しくはお問い合わせください。

▼その他 担保の提供は不要で、延滞金はかかりません。また、猶予期間内に分割して納付するなど、状況に応じて計画的に納付していただくこともできます。

国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、国民年金保険料の納付ができない方は、保険料の免除申請において特例が利用できます。収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などによって、所得が相当程度まで減った場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きで申請できます。

- ◆対象期間  
令和2年2月分～6月分  
※7月分以降は、7月以降に改めて申請が必要です。
- ◆申請・問合せ  
戸籍住民課年金担当（市役所内線 250）

税

市税の徴収猶予の特例

▼問合せ  
税務課（市役所内線237）

## その他の主な緊急対策事業

### ◆衛生資材の備蓄

避難所での避難者同士の接触を避けるため、簡易テントとマットを整備します。

また、今後の感染拡大を想定し、サージカルマスクや消毒液、非接触型体温計などを購入します。



### ◆福祉施設の感染防止対策支援

介護施設などで感染が疑われる方が出た場合、施設内で感染が広がらないように、共用部分や物品の消毒に必要な経費を助成します。

また、障害者の地域活動支援センターで使用する消毒液や空気清浄機を購入します。

### ◆障害者・高齢者見守り体制強化

見守りが必要な障害者や高齢者に対して、生活不安の解消などを図るため、専門職や市職員が連携し、安否確認や相談支援をします。

### ◆妊婦への感染防止対策

感染によるリスクを考慮し、妊娠中の女性の感染予防を図るため、播州織生地マスクや手指衛生品を配布します。

### ◆教育施設の感染防止対策強化

小中学校や放課後児童クラブで、児童生徒と教職員、従事者の感染防止を図るため、マスクや消毒液などの衛生資材や空気清浄機などを購入します。

### ◆G I G Aスクール構想の推進

全ての小中学生が一人1台のパソコンやタブレット型端末を使う環境を整えようとする「G I G Aスクール構想」を推進するため、学校に高速大容量の通信ネットワーク環境を整備します。

### ◆飲食サービス事業者等緊急支援

飲食サービス事業者等を支援するため、緊急的な消費喚起活動を行う業界団体に助成します。

## 事業者

### 信用保証料補給

▼問合せ  
商工観光課（市役所内線281）

経営が悪化した中小事業者を対象に、融資を受ける際に必要な信用保証料を補助します。対象の融資は、兵庫県中小企業融資制度のうち、経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付）、経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）、借換等貸付（新型コロナウイルス対策）で、6月末までに融資実行されたものです。受け取りには手続きが必要です。

▼支給額 上限100万円

▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて商工観光課へ郵送してください。様式は市ホームページにもあります。

## 持続化給付金

今年1月～12月のいずれかの月の売り上げが前年同月比で5割以上減っている事業者は、国の持続化給付金の対象となります。受け取りには手続きが必要です。

### ◆支給額

- ・中小法人等＝上限200万円
- ・個人事業者等＝上限100万円

### ◆申請方法

経済産業省・持続化給付金のホームページから申請してください。西脇商工会議所7階の申請サポート会場でも申請可能（同ホームページで要予約）。

### ◆問合せ

持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 / 午前8時30分～午後7時

- ▼条件 市内で事業を営む中小事業者のうち、左記の全てに該当する事業者
- ①今年4月～6月のいずれかの月の売上高が、前年同月比（開業1年未満の場合は直近2カ月の売上平均額と比較）で、2割以上5割未満減少
- ②今年3月31日までに開業し、今後も事業継続の意思があること
- ③国の持続化給付金の申請をしていないこと
- ④市税を完納していること（猶予を除く）
- ▼給付額 中小事業者 20万円▽小規模事業者 10万円
- ▼給付時期 申請から約2週間後
- ▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて商工観光課へ郵送してください。様式は市ホームページにもあります。
- ▼申請期限 7月15日（水）

## 事業者

### 中事業者事業継続応援交付金

▼問合せ  
商工観光課（市役所内線328）

売り上げが前年同月比で2割以上5割未満減った、国の持続化給付金の対象とならない事業者を対象に助成金を給付します。受け取りには手続きが必要です。

▼条件 市内で事業を営む中小事業者のうち、左記の全てに該当する事業者

- ①今年4月～6月のいずれかの月の売上高が、前年同月比で5割以上減った事業者を対象に、県と市が協調して経営継続に必要な支援金を給付します。受け取りには手続きが必要です。
- ▼給付額 中小法人 30万円▽100万円▽個人事業主 15万円▽50万円
- ▼申請方法 所定様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて兵庫県経営継続支援金事務局へ郵送してください。様式は市ホームページにもあります。
- ▼申請期限 6月30日（火）

県が休業要請した事業者のうち、休業要請等に応じて今年4月または5月の売り上げが前年同月比で5割以上減った事業者を対象に、県と市が協調して経営継続に必要な支援金を給付します。受け取りには手続きが必要です。

## 事業者

### 休業要請事業者継続支援金

▼問合せ  
商工観光課（市役所内線328）

### ◆売り上げ減少事業者への支援制度と給付上限額

支援区分	持続化給付金（国）		休業要請事業者継続支援金（兵庫県・西脇市）		中小事業者事業継続応援交付金（西脇市）		
	事業開始時期	令和元年12月末まで	令和2年2月末まで		令和2年3月末まで		
	事業者区分	中小法人等	個人事業主等	中小法人	個人事業主	中小事業者	小規模事業者
売り上げが50%以上減少 休業要請対象		200万円	100万円	×	×	×	×
	宿泊・飲食店	200万円	100万円	30万円	15万円	×	×
	追加協力依頼施設	200万円	100万円	30万円	15万円	×	×
	要請未承諾施設	200万円	100万円	×	×	×	×
売り上げが20%以上50%未満減少		×	×	×	×	20万円	10万円
売り上げが20%未満減少		×	×	×	×	×	×
申請期限		令和3年1月15日（金）		令和2年6月30日（火）		令和2年7月15日（水）	

※表中の「×」は対象外を表します。  
※休業要請事業者継続支援金は休業開始時期によって上限額が異なります。

## ワンストップ総合相談窓口

西脇市では、生涯学習まちづくりセンターで新型コロナウイルスに関する生活相談や経済支援制度の問い合わせを総合的に受け付ける相談窓口を6月30日（火）まで開設しています。

窓口には市職員のほか、社会福祉協議会や商工会議所の職員が常駐。事業資金の融資と県や市の助成金、特別定額給付金の手続き方法などの各種相談や問い合わせに応じます。

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日を除く）。混雑回避のため、来庁前に予約（☎22-3111 / ☎23-8833）をお願いします。



▲窓口は生涯学習まちづくりセンター1階に開設